

【表紙】
【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第4項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社カルチャー 代表取締役 柴垣敏久
【住所又は本店所在地】 東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号
【報告義務発生日】 該当事項ありません
【提出日】 平成25年7月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項ありません
【提出形態】 該当事項ありません
【変更報告書提出事由】 平成25年7月22日に提出した大量保有報告書No.3(報告義務発生日平成25年7月19日)の記載事項に訂正すべき箇所があり、これを訂正する為、本訂正報告書を提出するものであります。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ミナトエレクトロニクス株式会社
証券コード	6862
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社カルチャー
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号
事務上の連絡先及び担当者名	財務部 小山晴成
電話番号	03-3660-9711

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年7月17日																		
訂正前	<p>【表紙】 【提出書類】 変更報告書No.3 【氏名又は名称】 株式会社カルチャー</p> <p>第1【発行者に関する事項】</p> <table border="1"> <tr> <td>発行者の名称</td> <td>ミナトエレクトロニクス株式会社</td> </tr> <tr> <td>証券コード</td> <td>6862</td> </tr> <tr> <td>上場・店頭の別</td> <td>上場</td> </tr> <tr> <td>上場金融商品取引所</td> <td>ジャスダック</td> </tr> </table> <p>第2【提出者に関する事項】 1【提出者(大量保有者)/1】 (1)【提出者の概要】 【提出者(大量保有者)】</p> <table border="1"> <tr> <td>個人・法人の別</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>株式会社カルチャー</td> </tr> <tr> <td>住所又は本店所在地</td> <td>東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号</td> </tr> <tr> <td>旧氏名又は名所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧住所又は本店所在地</td> <td></td> </tr> </table>	発行者の名称	ミナトエレクトロニクス株式会社	証券コード	6862	上場・店頭の別	上場	上場金融商品取引所	ジャスダック	個人・法人の別	法人	氏名又は名称	株式会社カルチャー	住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号	旧氏名又は名所		旧住所又は本店所在地	
発行者の名称	ミナトエレクトロニクス株式会社																		
証券コード	6862																		
上場・店頭の別	上場																		
上場金融商品取引所	ジャスダック																		
個人・法人の別	法人																		
氏名又は名称	株式会社カルチャー																		
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号																		
旧氏名又は名所																			
旧住所又は本店所在地																			

訂正後	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 変更報告書No.4</p> <p>【氏名又は名称】 株式会社カルチャー 代表取締役 柴垣敏久</p>	
	<p>第1【発行者に関する事項】</p>	
	発行者の名称	ミナトエレクトロニクス株式会社
	証券コード	6862
	上場・店頭の別	上場
	上場金融商品取引所	東京証券取引所
	<p>第2【提出者に関する事項】</p> <p>1【提出者(大量保有者)/1】</p> <p>(1)【提出者の概要】</p> <p>【提出者(大量保有者)】</p>	
	個人・法人の別	法人(株式会社)
	氏名又は名称	株式会社カルチャー
	住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町14番10号
旧氏名又は名所		
旧住所又は本店所在地		